

令和6年度第21回都市経営会議 令和7年（2025年）2月10日（月）開催

1 市立病院の建設に係る負担付き寄附の受納について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

2 宝塚市立病院建設基金条例の制定について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

3 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例を改正する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

4 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 阪神各市の地域手当の状況を教えてほしい。

⇒ 現在、本市と同じ15%である西宮市・芦屋市は、人事院勧告通り1%ずつ減とし、最終的には12%に改正する。現行10%の伊丹市・尼崎市・三田市・川西市は、それぞれ8%まで下げると聞いている。

5 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

6 宝塚市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 資料「宝塚市職員等の旅費に関する条例の改正概要」中、項目1(2)①については、

自宅から出張に行っても良いという意味か。

⇒ 市役所から出張する場合と、自宅から出張する場合とで比較して、より安価な旅費を支給するという意味である。

- ・ 定期区分を差し引いて支給する規定は変わらずか。

⇒ 変わらない。

- ・ 項目 1 (2) ③に「旅行の実情に応じて公務上必要であれば支給できる」とあるが、具体的にはどのようなことを指すのか。事例があれば紹介いただきたい。

⇒ 現在の運用と変わらないが、費用は高くなるが、時間が大幅に短縮できる場合などには支給を認めるケースもある。

一例として、ここから福井市まで行く際に、元々福井まで特急サンダーバードが走っていたため、そこまで特急料金で行くことができたが、現在は敦賀で新幹線に乗り換える必要があり、乗り換え以降の新幹線の走行距離が 100 キロメートル未満であるため、現在の規定ではその分の特急料金が支給できない。このような事例においては、時間短縮や費用対効果を見ながら、特急料金を支給できるようになる可能性がある。

- ・ 項目 1 (2) ④の「車賃」はタクシーのことか。

⇒ 現状ほとんど運用はしていないが、1 キロメートル 23 円でバス代やタクシー代を計算しなければならないという規定が残っており、これを廃止するものである。料金の証明がし辛いなどの理由でこのような規定があったものと思われるが、現在は証明が容易になっているため本規定も廃止となる。

- ・ 通常、タクシーの使用が認められるのは、電車やバスなどがほとんどないケースというイメージを持っていたが、変更ないか。

⇒ 変更ない。

- ・ 項目 1 (2) ⑤の「宿泊代金に食事代金が含まれている場合」というのは何か。

⇒ 宿泊費については東京泊の場合、1 泊の上限は 19,000 円である。この宿泊費とは別に、宿泊手当として 1 日最大 2,400 円を支給することができるが、食事付きのプランであれば、1 食あたり手当から 800 円を差し引いて 1,600 円を支給する。なお、朝食・夕食ともついていけば、1,600 円を差し引いて 800 円を支給する。

- ・ 項目 1 (2) ⑥に「例外として宿泊基準額を超える宿泊費も支給可能とする」と記載があるが、どのような場合に例外基準に該当するのか。

⇒ 宿泊時期等によっては基準額以内で宿を取ることができない場合もあり得る。そのような場合を想定している。

- ・ 項目 1 (2) ⑦に「適切な支給を担保する必要がある」と記載があるが、庁内への周知はどのように行うのか。また、個々の事例に関して問い合わせが入ると思うが、どのような形でチェック機能を果たしていくのか。

⇒ マニュアルに近い周知文を作成中であり、基本的には庶務担当者や旅費を請求する職員に内容を確認いただいた上で請求いただきたいと考えている。

- ・ チェックは誰が行うのか。
- ⇒ 基本的には給与労務課で行うことを予定している。
- ・ 周知文はいつ頃できるのか。
- ⇒ 3月中を目指したい。
- ・ 議会の最終日以降となれば、周知期間が不十分であると思う。その辺りも考慮いただきたい。
- ・ 市立病院のドクターの出張が多く、すでに新年度分の申請が出てきている。今回の改正により、一定程度自由度が増す分、説明が難しいため、できるだけ早く要綱等の作成をお願いしたい。

7 宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 都市整備部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

8 宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 都市整備部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 県から事務が移譲されるが、その内容及び件数、事務負担はどの程度増えると想定しているか。
- ⇒ 事務移譲については、基本的に市内の許可事務及び宅地防災事務を請け負うことになる。件数については、宅地造成等規制法の許可から宅地造成及び特定盛土等規制法の許可になるが、前年度実績から2.4倍ほど増えることになる。開発審査課の業務としては、他にも開発許可に係る業務もあるため、概ね1.5倍の事務量増となる。
- ・ 料金は県下統一か。その後の見直しの裁量は市にあるのか。
- ⇒ 基本的には国が事務許可手数料の原案を出している。それに基づいて県下で事務量、時間、人件費等を算出している。政令市と中核市は独自で決めているため若干のばらつきはあるが、概ね本市と同じ県内統一の料金となっている。

9 宝塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 消防本部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし